

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（子ども未来推進局）	1
○北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則.....（市町村課）	6
○北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	8
○北海道立青年の家条例施行規則.....（教育庁生涯学習課）	9
○北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則.....（教育庁生涯学習課）	9

規 則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第143号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（趣旨）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）及び北海道認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年北海道条例第78号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（認定の申請）

第2条 法第4条第1項の申請書は、別記第1号様式とする。

（更新の認定の申請）

第3条 法第5条第2項の申請書は、別記第2号様式とする。

（変更の届出）

第4条 法第7条第1項の規定による届出は、別記第3号様式により行わなければならない。

2 省令第6条第1号の都道府県知事が定める数は、法第4条第1項第3号に規定する乳児及び幼児の数の10分の1並びに同項第4号に規定する子どもの数の10分の1とする。

3 省令第6条第2号の都道府県知事が定める変更は、次のとおりとする。

- （1）子どもの保育に従事しない者の数の変更
- （2）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室以外の施設設備の変更（報告の徴収等）

第5条 法第8条第1項の規定による報告は、別記第4号様式により行わなければならない。

2 省令第7条の都道府県知事の定める日は、6月30日とする。

3 省令第7条第2号の都道府県知事が定める事項は、次のとおりとする。

- （1）報告書を提出する日の前日の職員の配置の状況
- （2）報告書を提出する日の前日の職員の資格の状況
- （3）報告書を提出する日の前日の施設設備の状況
- （4）防災等に関する計画、事故等に対する補償の体制の状況並びに自己評価又は外部評価及び職員の資質向上のための研修の実施状況

4 省令第7条第3号の都道府県知事が定める事項は、次のとおりとする。

- （1）教育及び保育の目標並びに主な内容
 - （2）認定こども園が実施する子育て支援事業の実施状況
 - （3）利用料に関する事項
- （職員の資格の基準）

第6条 条例第4条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- （1）幼稚園が条例第2条第2号に規定する幼稚園型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、幼稚園の教員の免許状を有する者が満3歳以上の子どもの保育に従事するとき。
- （2）保育所が条例第2条第3号に規定する保育所型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、保育士が満3歳以上の子どもの保育に従事するとき。
- （3）認可外保育施設が条例第2条第4号に規定する地方裁量型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者が満3歳以上の子どもの保育に従事するとき。

2 条例第4条第3項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1）当該幼稚園の教員の免許状を有する者の意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。
- （2）当該幼稚園の教員の免許状を有する者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っていること。

3 条例第4条第4項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該保育士の意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。

(2) 当該保育士が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っていること。

（施設設備の基準）

第7条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める要件は、幼稚園と保育所等の一体的な運営が確保できるとともに、幼稚園と保育所等の間を子どもが徒歩で安全に移動できることとする。

2 条例第5条第2項ただし書の規則で定める施設、同条第4項ただし書の規則で定める施設及び同条第5項ただし書の規則で定める施設は、条例の施行の日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の認可を受けている幼稚園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定による届出をし、又は同条第4項の認可を受けている保育所及び同法第59条の2第1項の規定による届出をしている認可外保育施設とする。

3 条例第5条第7項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、かつ、食事の提供を管理する者が衛生、栄養等について業務上必要な注意を果たし得る体制が確保されていること。

(2) 栄養士により献立等について栄養の観点からの必要な配慮が行われること。

(3) 認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生、栄養等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者に調理又は搬入を行わせること。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びにアレルギーその他の健康状態に応じた食事を適切な回数及び時機に提供できること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発達の段階に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

（教育及び保育の内容に関する基準）

第8条 条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 子どもの1日の生活時間及び利用時間に配慮すること。

(2) 共通利用時間における教育及び保育については、幼稚園教育要領等に基づき実施すること。

(3) 満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動に、子どもの発達の状況の相違にも配慮しながら、満3歳に満たない子どもを含む年齢の異なる子どもとの活動を適切に組み合わせしていくこと。

(4) 受験等を目的とした知識又は特別な技能の早期の獲得のみを目指すような教育とならないように配慮すること。

（地方裁量型認定こども園の特例）

第9条 条例第8条の規則で定める定員数は、60人とする。ただし、当該認可外保育施設が

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定により過疎地域とみなされた区域に所在する場合は、20人とする。

（市町村の状況）

第10条 知事は、認定こども園の認定に当たっては、当該認定こども園の認定の申請に係る幼稚園又は保育所等の所在する市町村の児童福祉法第56条の8に規定する保育計画、子どもの数等の状況を勘案しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

認定こども園認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定こども園の種類		☐ 幼保連携型認定こども園 ☐ 幼稚園型認定こども園 ☐ 保育所型認定こども園 ☐ 地方裁量型認定こども園						
認定を受けようとする施設	名 称					種 別		
	所在地					種 別		
定 員 区 分	保育に欠ける子どもの数	満3歳未満	人	小 計	人	合 計	人	
		満3歳以上	人					
	保育に欠けない子どもの数	満3歳未満	人	小 計	人			
		満3歳以上	人					
認定こども園の名称								

認定こども園の長となるべき者の氏名	
開設予定年月日	年 月 日

添付書類

- 1 教育及び保育の目標並びにその主な内容に関する書類
- 2 子育て支援事業に関する書類
- 3 北海道認定こども園の認定の基準に関する条例第3条から第8条までに規定する基準を満たしていることが確認できる書類
- 4 その他参考となる書類

別記第2号様式（第3条関係）

認定こども園認定更新申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定を受けている施設	名 称	
	所在地	
認定こども園の長の氏名		
認定の有効期限	年 月 日まで	

別記第3号様式（第4条関係）

変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日	

注 変更の内容が分かる書類を添付すること。

別記第4号様式（第5条関係）

認定こども園運営状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 認定こども園の名称		2 認定年月日	年 月 日
3 認定こども園の所在地	〒 施設電話番号		
4 認定こども園の長	氏 名		
	住所等	〒	

[illegible]

12 保険 の加入 の有無	有・無	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他()					
		保険事故 (内容)						
		保険金額						
13	園舎の部屋(保育室)別状況							
施設 ・ 設備	室名	定員	階	面積	室名	定員	階	面積
				m ²				m ²
				m ²				m ²
				m ²				m ²
				m ²				m ²
				m ²				m ²
				m ²				m ²
	保育室合計				室 m ²			
	園舎				m ²			
	室名	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	調理室	その他	合計
室数	室	室	室	室	()			
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
運動場(屋外遊戯場) m ² 配置図、平面図を添付すること。								
耐震診断	実施済み(結果の写しを添付)・実施予定(年 月)・未実施							
14	乳児室の区画	有(専用室・その他())・無						
15	消防計画	有(届出年月日 年 月 日・未届)・無						
16	避難消火訓練	実施(実施回数 回/年・うち図上訓練 回/年) 未実施						
17	教育・保育指導計画 の策定	有(年間・月単位・週単位・日単位・行事予定・教育保育目標) 無						
18	職員の研修等の実施状況	実施[研修名、参加年月、参加者数]・未実施 等について記入すること。						
19	給食の実施 (満3歳以上の子ども)	有	週 回	内訳				

給 食		()		
		施設で調理	外部搬入	その他
	無	弁当持参	家庭で食事	その他
	給食の実施 (満3歳に満たない子ども)	週 回		
	献立表の作成	有(週間献立)・無		
	食品の保存	冷蔵庫・その他()		
20 子どもの健康診 断	入所時	(1) 施設で実施 (2) 診断書の提出 (3) 母子健康手帳で確認 (4) 未実施		
	入所後	(1) 施設で実施 (2) 診断書の提出 (3) 母子健康手帳で確認(回/年) (4) 未実施		
21 職員の健康診断	採用時	(1) 実施(施設で実施・診断書の提出・その他()) (2) 未実施		
	採用後	(1) 実施(施設で実施・診断書の提出・その他()) (2) 未実施		
22	調理又は調乳を行う者の 検便	(1) 実施(毎月・隔月・ 回/年) (2) 未実施		

注1 7欄は、利用料について、利用形態別及び年齢別に記入してください。

別途食事代、入園金、キャンセル料等が必要な場合には、その費用についても記入してください。

なお、料金表(私立認定保育所にあつては、料金設定の根拠資料を含む。)を添付してください。

2 11欄は、「業務の種類」について、共通利用時間の学級担任である場合には「学級担任」に、学級担任の補助である場合には「補助」に、障害児のための補助である場合には「障害児」に、長時間利用児の担当である場合には「長時間」に○を付し、複数を兼ねている場合には該当するすべての箇所に○を付してください。

3 12欄で「有」に○を付した場合は、保険会社との契約書の写しを添付してください。この場合において、対象となる保険は、入所している子どもに関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含みません。「保険事故(内容)」欄には、契約期間、給付対象、補償上限額等の内容について記入してください。

4 19欄は、給食を委託している場合には、当該委託に係る契約書の写しを添付して

ください。

- 5 記入に当たり、この様式により難い場合は、別紙により内容が分かる書類を添付してください。

添付書類

- 1 教育及び保育の目標並びにその主な内容に関する書類
- 2 子育て支援事業に関する書類
- 3 北海道認定こども園の認定の基準に関する条例第3条から第8条までに規定する基準を満たしていることが確認できる書類
- 4 教育保育概要の内容が確認できる書類
- 5 その他参考となる書類

北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第144号

北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

北海道市町村振興基金条例施行規則（昭和44年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「貸付金」を「長期貸付金」に改め、同条中「貸付する」を「条例第3条第1項の規定により貸付する」に、「貸付金」を「長期貸付金」に、「条例第3条」を「同項」に改める。

第3条第1項中「貸付金」を「長期貸付金」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第3条第2項の規定により貸付する資金（以下「短期貸付金」という。）の貸付を受けようとする市町村は、別記第1号様式の申請書に地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第22条第2項の規定によりその例によることとされた同法第2条第1項の規定により議会の議決を経たことを証する書類及び次に掲げる事項を記載した説明書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該市町村の財政状況
- (2) その他知事が必要と認める事項

第4条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改める。

第5条の見出し中「貸付金」を「長期貸付金」に改め、同条第1項中「貸付金」を「長期貸付金」に改め、「の各号」を削り、同条第2項及び第3項中「貸付金」を「長期貸付金」に改める。

第12条中「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条中「貸付金」を「長期貸付金」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第11条とする。

3 借受者が、短期貸付金の償還期日までに短期貸付金及びその利息を支払わなかったときは、知事は、借受者に対し、償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。

4 知事は、前条第4項の規定により繰上償還を請求するときは、短期貸付金の貸付の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、短期貸付金の額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

第8条第1項各号列記以外の部分中「借受者」を「長期貸付金の借受者」に、「貸付金」を「長期貸付金」に改め、同項第1号及び第2号中「貸付金」を「長期貸付金」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に、「貸付金」を「長期貸付金」に改め、同条第3項中「貸付金」を「長期貸付金」に、「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第10条とする。

4 短期貸付金の借受者に不正な行為があったときは、知事は、償還期限前であっても、短期貸付金の全部又は一部の繰上償還をさせることができる。

5 前項に定める場合を除き、借受者が、短期貸付金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、あらかじめ、別記第8号様式の繰上償還通知書を知事に提出するものとする。

第7条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（償還の猶予）

第9条 借受者は、条例第5条の規定により長期貸付金の償還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、別記第7号様式の償還猶予申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 借受者の財政状況を記載した説明書
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、長期貸付金の償還の債務の履行の猶予を行うかどうかを決定し、その旨を借受者に通知するものとする。

第6条中「貸付金」を「長期貸付金」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（短期貸付金の交付等）

第6条 借受者が、短期貸付金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式の請求書により知事に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求があったときは、短期貸付金を交付するものとする。

3 借受者は、短期貸付金の交付を受けたときは、別記第5号様式の借用証書を知事に提出しなければならない。

別記第1号様式中「貸付金」を「長期貸付金（短期貸付金）」に改め、「第3条第1項」の次に「（第2項）」を加え、

「

--	--	--

」

を

「

--	--	--

」

注 事業別内訳は、長期貸付金の借入れの場合に記載すること。
に改める。

別記第2号様式中「（第5条関係）」を「（第5条、第6条関係）」に改め、「事業」の次に「（一時借入金）」を加える。

別記第4号様式中「北海道市町村振興基金貸付金借用証書」を「北海道市町村振興基金長期貸付金借用証書」に改め、同様式の9の事項中「貸付金」を「長期貸付金」に改める。

別記第7号様式中「（第12条関係）」を「（第14条関係）」に改め、同様式の付表末尾欄外の注を次のように改め、同様式を別記第9号様式とする。

注 1 短期貸付金の貸付の場合は、事業名欄に「一時借入金」と記載すること。

2 備考欄には、貸付対象市町村数を記載すること。

別記第6号様式中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に、「貸付金を」を「長期貸付金（短期貸付金）を」に、「注 繰上償還後の償還年次表を添付のこと。

（日本工業規格 A4判）」を

「注 1 長期貸付金の場合は、繰上償還後の償還年次表を添付すること。

2 短期貸付金の場合は、事業名欄に「一時借入金」と記載すること。

（日本工業規格 A4判）」

に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第5号様式中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第9条関係）

	記 号 番 号	
	年 月 日	
北海道知事 氏 名 様		
	市町村長 氏 名 印	
北海道市町村振興基金貸付金償還猶予申請書		
北海道市町村振興基金条例第5条の規定により長期貸付金の 年度償還分の債務の履行の猶予を受けたいので、北海道市町村振興基金条例施行規則第9条第1項の規定により次のとおり申請します。		

記

年度 区分	借 入 年 月 日	借 入 額	現 在 高	年度償還元金額 (償還猶予申請額)
		千円	円	円

償還猶予の理由

注 市町村の財政状況を記載した説明書を添付すること。

（日本工業規格 A4判）

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式（第6条関係）

北海道市町村振興基金短期貸付金借用証書		第 号		
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">金</td><td style="width: 50%; text-align: center;">円</td></tr></table>		金	円	
金	円			
上記金額を次の条件で借用しました。				
1 貸 付 の 対 象				
2 利 率	年 パーセント			
3 違 約 金 の 割 合	年10.75パーセント			
4 償 還 期 限	年 月 日			
5 支 払 場 所	知事の指定する金融機関			
6 そ の 他	この短期貸付金については、上記のほか、北海道市町村振興基金条例及び北海道市町村振興基金条例施行規則に従います。			
	年 月 日			
		市町村長 氏 名 印		
北海道知事 氏 名 様				

注 には記入しないこと。
(日本工業規格 A 4 判)

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第145号

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則の一部を改正する規則
北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則（平成13年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。
第1条中「平成13年北海道条例第2号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。
第2条から第4条までを削る。
第5条中「知事は、自然ふれあい交流館」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「自然ふれあい交流館」という。）」に改め、同条を第2条とする。
第6条第1項中「この規則及び知事」を「条例、この規則及び指定管理者」に改め、同項第1号中「自然ふれあい交流館が収集し、保管し、若しくは展示する資料」を「条例第3条第2号に規定する交流館資料（以下「交流館資料」という。）」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の4条を加える。

（模写品等の刊行等の承認）

第4条 条例第10条の承認を受けようとする者は、別記第1号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第10条の承認をしたときは、別記第2号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。
（貸出期間）

第5条 条例第11条の規定により交流館資料の貸出しをすることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、貸出期間を延長することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。
（資料滅失等の届出等）

第6条 交流館資料の貸出しを受けた者が、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
（知事による管理）

第7条 条例第13条第1項の規定により知事が自然ふれあい交流館の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条、第5条第2項及び第3項並びに前条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第2項の規定は、適用しない。
附則の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名 印

模写品等刊行等承認申請書

次のとおり交流館資料の（模写 模造 撮影 複写）品の（刊行 複製 使用）の承認を受けたいので、北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例第10条の規定により、申請します。

刊行等の目的	
資 料 名	
作 品 名	
製 作 数	
価 額	有料（ 円 ） 無料
製作予定年月日	年 月 日

（用紙寸法 日本工業規格A 4）

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（申請者） 様

北海道知事 印

模写品等刊行等承認書

年 月 日申請の交流館資料の（模写 模造 撮影 複写）品の（刊行 複製 使用）を次のとおり承認します。

刊行等の目的	
資料名	
作品名	
製作数	
価 額	有料（ 円 ） 無料
製作予定年月日	年 月 日

注意

- 1 上記目的以外に使用しないこと。
- 2 刊行等に際しては、北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館所有の旨を明記すること。
- 3 刊行物、複製品、発表作品等2点を北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館に寄贈すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道立青年の家条例施行規則をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第146号

北海道立青年の家条例施行規則

北海道立青年の家条例施行規則（昭和55年北海道規則第43号）の全部を改正する。

北海道立青年の家条例（昭和37年北海道条例第35号。以下「条例」という。）の規定による次に掲げる知事の権限は、北海道教育委員会に委任する。

- （1）条例第10条第3項の規定による利用料金の額の承認
- （2）条例第10条第4項の規定による利用料金の額の告示
- （3）条例第10条第5項ただし書の規定による利用料金の還付の基準の設定
- （4）条例第10条第6項の規定による利用料金の減免の基準の設定
- （5）条例第12条第2項の規定により読み替えられた条例第10条第1項の規定による使用料の額の決定

（6）条例第12条第2項の規定により読み替えられた条例第10条第5項ただし書の規定による使用料の還付の基準の設定

（7）条例第12条第2項の規定により読み替えられた条例第10条第6項の規定による使用料の減免の基準の設定及び減免

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第147号

北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立少年自然の家条例施行規則（平成16年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1号を削り、第2号中「第13条第3項」を「第11条第3項」に改め、同号を第1号とし、第3号中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改め、同号を第2号とし、第4号中「第13条第5項ただし書」を「第11条第5項ただし書」に改め、同号を第3号とし、第5号中「第13条第6項」を「第11条第6項」に改め、同号を第4号とし、第6号中「第15条第2項」を「第13条第2項」に、「第13条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号を第5号とし、第7号中「第15条第2項」を「第13条第2項」に、「第13条第5項ただし書」を「第11条第5項ただし書」に改め、同号を第6号とし、第8号中「第15条第2項」を「第13条第2項」に、「第13条第6項」を「第11条第6項」に改め、同号を第7号とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

